

公の施設の使用料及び利用料金の見直しについて

1 見直しに至る背景と目的

本市では、市民サービスの向上と行政運営の適正化と効率化を目指し、これまでも行政改革の取り組みを不断に進めてまいりましたが、人口減少や物価高、賃金上昇といった喫緊の課題への対応など、社会環境が大きく変化しており、本市の財政運営は厳しさを増しています。

本市ではこれまでに公共施設の適正化（統廃合など）をはじめ、施設運営の効率化や利用促進、省エネ設備の導入等による経費の削減などの様々な工夫を重ねて施設の維持運営に努めてきたところですが、現在の使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）では、将来にわたって安定した行政サービスの提供に影響が生じるおそれがあります。

このような背景を踏まえ、使用料等について受益者負担の公平性と適正化を図るため、「公の施設の使用料及び利用料金の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、この基本方針に基づき、統一的な算定基準のもと具体的な使用料等を見直すことで、将来にわたって持続可能で安定した行政サービスの提供を実現することを目的とするものです。

2 基本方針（令和8年4月1日決定済）

（1）算定基準について

原則、施設分類ごとに3つの方式により使用料等を算定します。

算定方式	算定の考え方	主な対象となる施設分類
面積方式	1㎡の1時間当たりの必要経費を算出し算定 算定単価※ ¹ ×部屋面積×利用時間×利用者負担割合 ※ ¹ 施設維持経費÷利用可能全体面積÷年間利用可能時間	文化センター、集会施設、文化施設（会議室）など
人数方式	1人当たりの必要経費を算出し算定 施設維持経費÷年間最大利用者数※ ² ×利用者負担割合 ※ ² 1日当たり収容可能人数×年間開館日数	保健施設、文化施設（会議室を除く）など
増減考慮方式	現在の使用料等を基に維持経費の増減分を考慮して算定	スポーツ施設、学校

（2）利用者負担割合について（面積方式、人数方式）

「市民の日常生活に必需的なサービスは利用者負担割合を低く、選択的なサービスは利用者負担割合を高く」という考え方にに基づき、施設分類ごとに設定します。

	選択的サービス	中 間	必需的サービス
公共的	利 50% 公 50% ・文化施設（会議室を除く） ・博物館等	利 25% 公 75%	利 0% 公 100%
中 間	利 75% 公 25% ・福祉施設 ・文化センター ・レクリエーション施設 ・産業系施設 ・文化施設（会議室）	利 50% 公 50%	利 25% 公 75% ・保健施設
民間的	利 100% 公 0% ・集会施設 ・保養施設	利 75% 公 25%	利 50% 公 50%

利…利用者負担割合、公…公費負担割合

(3) 施設分類について

施設分類	対象となる施設
保健施設	庄川健康プラザ
福祉施設	麦秋苑、苗加苑、北部苑、しょうとう、ゆずの郷やまぶき
産業系施設	庄川特産館、庄川ふれあいプラザ
文化センター	文化会館、庄川生涯学習センター
集会施設	砺波農村環境改善センター、庄川農村環境改善センター
文化施設（会議室を除く）	※入館料…出町子供歌舞伎曳山会館、チューリップ四季彩館、となみ散居村ミュージアム、かいによ苑
	※使用料…かいによ苑
文化施設（会議室）	出町子供歌舞伎曳山会館、チューリップ四季彩館、となみ散居村ミュージアム、砺波まなび交流館
博物館等	美術館
レクリエーション施設	パットゴルフ場、パークゴルフ場
保養施設	夢の平コスモス荘
スポーツ施設	砺波体育センター、庄川体育センター、B & G海洋センター、高道体育館、野球場、多目的競技場、野球・ソフトボール広場、サッカー・ラグビー広場、温水プール、向山健民公園、鷹栖テニスコート、弁財天スポーツ公園、各中学校夜間照明施設、市民総合運動場、中村体育施設、高道・中村グラウンド、上和田緑地キャンプ場、地域体育館
学校	体育館、武道館、地域開放ホール

※施設分類は、砺波市公共施設等総合管理計画に基づき設定しています。

(4) 施設維持経費について

原則、イニシャルコストは市（公費）の負担、ランニングコスト（人件費・保守管理費・光熱水費・諸費など）は利用者と市（公費）の負担とします。

(5) 利用可能全体面積について

原則、貸出可能な部屋面積の合計とし、共用部分は含めません。

(6) 1日当たり収容可能人数について

原則、消防法に基づく収容人員の算定要領を基本とします。

(7) 激変緩和措置について

見直し後の使用料等が急激に上昇することを防ぐため、過去10年間の人件費や物価上昇分や他市の例を踏まえ、見直し後の使用料等の上昇の上限を、原則1.5倍とします。

3 使用料等の見直し

今回、使用料等の見直しの対象とする施設は64施設で、そのうち、小・中学校の12施設について、新たに使用料等を設定しました。

これらの施設について、基本方針に基づき、①算定基準に基づく統一的な見直し、②急激な負担増への配慮、③料金体系の簡素化とわかりやすさの向上 について、以下のとおり「施設分類ごとの見直しの考え方」を整理し、使用料等の見直しを行いました。

施設分類ごとの見直しの考え方

施設分類	見直しの考え方
共通	【使用料等の端数処理】について ・算定基準が面積方式の場合は100円未満切り捨て ・算定基準が人数方式の場合は10円未満切り捨て（回数券や定期利用券は100円未満切り捨て） ・算定基準が増減考慮方式の場合は100円未満切り捨て（個人の利用に係る分は10円未満切り捨て）
保健施設	・利用実績のない団体料金を廃止
福祉施設	・各施設毎の部屋料金について午前単価・午後単価、帯料金の計算方法は統一 【多世代交流施設（麦秋苑・苗加苑・北部苑・しょうとう）】について ・高校生以下の者・障害者手帳等所持者の無料措置を継続 ・施設利用料に定期利用券（3・6・12か月）を新設 ・施設利用料及び入浴料を統一
産業系施設	・各施設毎の部屋料金について午前単価・午後単価、帯料金の計算方法は統一
文化センター	・文化会館大ホールと庄川生涯学習センター多目的ホールの土日祝料金を継続 ・文化会館と庄川生涯学習センターではホールの規模が異なることから、午前単価・午後単価・夜間単価、帯料金の計算方法はそれぞれの施設による 【文化会館】について ・新たにホワイエの料金を設定
集会施設	・各施設毎の部屋料金について午前単価・午後単価・夜間単価の計算方法は統一 【砺波農村環境改善センター】について ・文化会館と一体利用する場合も考慮し、帯料金の設定を継続し、計算方法も一致 【庄川農村環境改善センター】について ・帯料金を新設
文化施設（会議室を除く）	・障害者手帳等所持者の無料措置を継続 【チューリップ四季彩館】について ・利用実績のない常設展示を観覧する場合の1年券を廃止 ・常設展示及び企画展示を観覧する場合の1年券に高齢者料金を新設
文化施設（会議室）	・各施設毎の部屋料金について午前単価・午後単価の計算方法は統一 【となみ散居村ミュージアム 民具館・伝統館・交流館・砺波まなび交流館】について ・帯料金を新設 ・となみ散居村ミュージアム伝統館・交流館に一棟貸し料金を新設
博物館等	
レクリエーション施設	
保養施設	・指定管理者が現に徴収する金額を基本に使用料等を算定
スポーツ施設	【プール・上和田緑地キャンプ場を除くスポーツ施設】について ・年齢等による区分や帯料金を見直し、1時間当たり料金に統一（シャワールーム・設備機材等利用料金を除く） 【地域体育館】 ・設置の経緯を鑑み、市民・市民以外の料金設定を継続
学校	・新たに体育館・武道館・地域開放ホールの料金を設定